

芽室町自治基本条例の点検について

芽室町自治基本条例点検対象条文（議会関係の規定条文）

関係条文	H30		R4	
	議会としての協議内容（見解）	目的の達成度	議会としての協議内容（見解）	目的の達成度
（議会の役割） 第22条 議会は、町民による直接選挙で選ばれた議員によって構成される議事機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。	○議会基本条例第3条(1)で評価 ・議事機関として最も基本的な役割を定められているが、議会としては、議決という行為を通して、意思決定を行っている。	達成している	同左	達成している
2 議会には、町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に町政が運営されているかを監視し、けん制する機能があります。	○議会基本条例第3条(2)で評価 ・議会としての機能である、町政運営についての監視・けん制及びチェックの体制を本会議及び委員会等における質疑・事務調査で概ね果たしている。 なお、課題として、賛否に関わる場合は、反対討論のみでなく賛成討論も行うよう努めている。	達成している	同左	達成している
（議会の責務） 第23条 議会は、町長等が示す政策方針及び議案等の内容が、この条例の規定に適合しているかを点検します。	○議会基本条例第2条②③で評価 ・委員会での事務調査及び本会議での議案等の審議・議決行為により行っている。	達成している	同左	達成している

関係条文	H30		R4	
	議会としての協議内容（見解）	目的の達成度	議会としての協議内容（見解）	目的の達成度
2 議会の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。	・議会基本条例で規定し、評価を行っている。	達成している	同左	達成している
（議会の活動） 第24条 議会は、議員間の自由な討議の尊重のもと、町政にとって最良の意思決定を導くため、議会活動の充実を図ります。	○議会基本条例第16条①④で評価 ・各委員会では議員間において自由討議を行い、議会活動（議員活動）の充実に努めている（平成21年4月から実施）。	達成している	同左	達成している
2 議会の活動について必要な事項は、別に条例で定めます。	・議会基本条例で規定し、評価を行っている。	達成している	同左	達成している
（議員の責務） 第27条 議員は、町民による直接選挙で選ばれた者として、町民の意向を常に把握し、議会活動に反映します。	○議会基本条例第5条(3)で評価 ・個々の議員活動において、常に町民意思の把握に努めているものとする。 ・町民の意向の把握については、議員個々の問題だけでなく、議会としても、意見交換等を通じて町民の意思の把握に努めている。	達成している	同左	達成している
2 議員の責務について必要な事項は、別に条例で定めます。	・議会基本条例で規定し、評価を行っている。	達成している	同左	達成している

(参考)

第2条、第3条、第5条、第16条抜粋

芽室町議会基本条例（令和3年度活動分）議員自己評価（R2-R3版）

評価基準：

- A = おおむね達成した。向上心を持って取り組んだ。
- B = 取り組んだが、不足している部分等が見受けられ、改善の余地がある。
- C = 取り組もうとしたが、達成したとまでは言いがたい。
- D = 全く取り組んでいない。取り組んだとはいえない。
- E = その他（不明・回答不可など）→ Eの場合は、自由表記に必ず記載すること。
- F = 事例・実績なし
- = 表記なし（H29まで）

自由表記：

（基本理念）

第2条 議会は、町民の代表としての負託と信頼に応え、大局的な視点から意思決定し、真の地方自治の実現に取り組みます。

- ・議会は、基本理念どおりに活動したと考えるか。

R3 ↑

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R2 ↓

A=15人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（正村）

- ・基本理念に則り活動しているが、さらに充実させていく余地はあると考える

2 議会は、町政運営に関する監視、調査、政策形成及び提言機能を併せ持つ機関としての責任を果たします。

R2-R3 条全体を一括で評価するため評価項目としない

- ・議会は、これらの機関としての責任を果たしたとか。

3 議会は、予算及び決算をはじめとする町政に係る様々な事項に対し、議事機関としての責任を果たします。

R2-R3 条全体を一括で評価するため評価項目としない

- ・議会は、議事機関としての責任を果たしたか。

4 議会は、広く町民の意思を把握し、町政に的確に反映させることを目的に、議員個々の資質を高め、議会機能の強化並びに活性化に取り組み、議会力及び議員力を強化します。

R2-R3 条全体を一括で評価するため評価項目としない

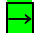
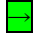
- ・議会は、これらのことを目的に議会力・議員力を強化したか。

第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理

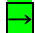
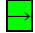
(議会の活動原則)

第3条 議会は、全ての会議を原則公開するとともに、民主的かつ効率的な議会運営のもとに、次の活動を行います。



(1) 議事機関として、市政の重要事項について意思決定を行うこと。

<p>・議会は、議事機関として市政の重要事項について意思決定したか。</p> <p>R3 </p> <p>A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)</p>
<p>R2 </p> <p>A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)</p>



(2) 町民の意思が的確に反映され、公正で民主的に市政が運営されているかを監視し、けん制すること。

<p>・議会は、これらをもとに監視し、けん制したか。</p> <p>R3 </p> <p>A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)</p>
<p>R2 </p> <p>A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)</p>

(3) 議員相互間の自由かつ達な討議を通して意見を集約し運営すること。

<p>・議会は、自由かつ達な討議により意見集約し運営したか。</p> <p>R3 </p> <p>A=13人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通) B=3人(梶澤、中村、早苗)</p> <ul style="list-style-type: none">・自由討議は前進しているが、論点整理を通じた意見集約までは至っていないため更なる進化が必要・議会として自由かつ達な討議の状況は感じている。更なる深化に努めたい・論点を明確にし議員間で討議する
<p>R2 </p> <p>A=11人(橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、広瀬、柴田、西尾、常通) B=5人(黒田、中田、中村、正村、早苗)</p> <ul style="list-style-type: none">・昨年と比較して、討議の機会は増えているが、まだ向上の余地があると感じる・更なる深化が望まれる・全く議論がなかったわけではないが、より論点を具体化させる事で意見が出易くなる


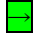
(4) 議決責任を深く認識するとともに、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明すること。

<p>・ 議会は、議決責任を深く認識し、重要な事項についての議案等を議決したときは、町民に対して説明したか。</p> <p>R3 </p> <p>A=16人 (黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)</p>
<p>R2 </p> <p>A=14人 (黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通) B=2人 (橋本、早苗)</p> <p>・ 委員会審査機能を十分に発揮させ議論を尽くす必要がある</p>


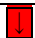

(議長及び議員の活動原則)

第5条 議長及び議員は、次に掲げる原則に基づき、次の活動を行います。

(1) 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行うこと。

<p>・ 議長は、議会を代表し、公正で民主的かつ公平な立場において職務を行い、効率的な議会運営を行っていたと考えるか。</p> <p>R3 </p> <p>A=16人 (黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)</p>
<p>R2 </p> <p>A=16人 (黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)</p>

(2) 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動すること。

<p>・ 議員は、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。</p> <p>R3 </p> <p>A=14人 (黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通) B=2人 (橋本、早苗)</p> <p>・ 自由に討議出来る機会(場)を増やす</p>
<p>R2 </p> <p>A=14人 (黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通) B=2人 (橋本、早苗)</p> <p>・ 自由に討議出来る機会(場)を増やす</p>
<p>・ あなたは、議員相互間の討議を重んじて活動したと考えるか。</p> <p>R3 </p> <p>A=15人 (黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗) B=1人 (橋本)</p> <p>・ 自己研鑽あるのみ</p>

R2 ↑

A=14人(黒田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(中田)

・更なる深化が望まれる

C=1人(橋本)

・勉強が足りない、自己研鑽あるのみ

(3) 議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動を行うこと。

・議員は、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたと考えるか。

R3 ↓

A=13人(中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗)

B=2人(黒田、広瀬)

・コロナの影響もあり万全だったとは言い難い

E=1人(橋本)

・他の議員のことはわからない

R2 ↓

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、西尾、常通、早苗)

B=2人(橋本、柴田)

・コロナ禍で十分とはいかなかった

・あなたは、町政の課題全般について、町民の意思を的確に把握するとともに、自らの能力を高める不断の研鑽により、町民の代表としてふさわしい活動をしたか。

R3 ↑

A=12人(中田、堀切、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=4人(黒田、橋本、渡辺、中村)

・コロナの影響もあり万全だったとは言い難い

・コロナ禍により対面での意思把握は困難な場面もあり、様々な工夫を凝らしながら改善し自己研鑽に努めていく

・コロナ禍の状況を理由にはできないが、調査活動不足を感じている

R2 ↑

A=11人(堀切、渡辺、梶澤、立川、鈴木、寺町、正村、広瀬、西尾、常通、早苗)

B=4人(黒田、中田、中村、柴田)

・コロナが落ち着けば、町民の意思を把握する機会を積極的に設けていく

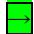
- ・自己研鑽に努める
 - ・研鑽、活動不足を痛感している
 - ・今の状況ではベストと考えている
- C=1人（橋本）

（4）議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指して活動すること。

- ・議員は、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したと考えるか。

R3 

A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

R2 


A=16人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

- ・あなたは、議会の構成員として公正かつ誠実に職務を遂行し、町民全体の福祉の向上及び豊かなまちづくりの推進を目指し活動したか。

R3 

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=1人（橋本）

R2 

A=15人（黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

D=1人（橋本）

第5章 議員相互の討議

（自由討議による合意形成）

第16条 議会は、議員による討議の場であり、議員相互の討議を中心に運営します。


- ・議会は、議員による討議の場をもとに、議員相互の討議を中心に運営したと考えるか。

R3 

A=14人（黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=2人（梶澤、立川）

- ・討議の場の設定も必要に応じ開催すべき
- ・取り組めてはいるが、質を高めるためには議員間討議のスキルアップが必要

R2 

A=14人（黒田、中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗）

B=2人（橋本、梶澤）

- ・議員間討議を充実させるための機会を設定すること

2 前項の規定に基づき、本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行います。

・本会議及び議会の諸会議への町長等に対する出席要請は、必要最小限に留めるものとし、議員間で活発な討議を行ったと考えるか。

R3 

A=15人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(立川)

・取り組めてはいるが、より質の高い議員間討議が行えるような研修機会を設けることが必要ではないか

R2 

A=13人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

B=3人(橋本、鈴木、早苗)

・議員間討議については改善の余地ありと考える
・討議のための論点整理を事前に行うことが必要

3 議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障します。

・議会は、委員会における委員外議員が発言できる機会を保障したと考えるか。

R3 

A=14人(黒田、中田、橋本、渡辺、梶澤、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(立川)

・機会の排除はしていないが、今後はオンライン開催でも委員外発言を行うことを想定した工夫が必要ではないか

F=1人(堀切)

R2 

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗)

B=1人(広瀬)

E=1人(橋本)

・確認できていない

4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たします。

・議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案及び請願並びに陳情等を審議し結論を出す場合、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たしたと考えるか。

R3 

A=16人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通、早苗)

R2 

A=14人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

B=2人(梶澤、早苗)

- ・委員会における論点を整理し討議の充実を図る
- ・合意形成を図り切れていない事もあるので十分な審議時間(期間)を設ける

5 議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行います。

- ・議員は、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成を行ったと考えるか。

R3 

A=14人(黒田、中田、橋本、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通、早苗)

B=2人(梶澤、広瀬)

- ・積極的とは言えないが取り組んでいる

R2 

A=14人(黒田、中田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾、常通)

B=2人(橋本、早苗)

- ・コロナ禍での討議方法を確立する

- ・あなたは、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うように努め、議員相互の討議により議論を尽くして合意形成に関わったか。

R3 

A=12人(黒田、中田、堀切、渡辺、立川、中村、鈴木、寺町、正村、柴田、西尾、常通)

B=3人(橋本、梶澤、広瀬)

F=1人(早苗)

R2 

A=12人(黒田、堀切、渡辺、梶澤、立川、中村、鈴木、寺町、正村、広瀬、柴田、西尾)

B=2人(中田、常通)

- ・課題解決のための討議時間と研鑽が必要
- ・コロナ禍を言い訳にはできませんが積極的に行動できなかった。意識を強めたい

D=1人(橋本)

F=1人(早苗)